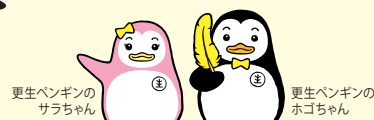


人はみな、
生かされて
生きてゆく。

支援の絆

令和元年
9月

Vol. 7



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿 1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

千葉県就労支援事業者機構 創設10周年記念号



千葉刑務所正門 明治40年(1907)4月竣工
赤レンガ造りイタリア式洋風建物
(表紙写真：千葉刑務所提供)

目次

千葉県就労支援事業者機構創設 10 周年を祝して	千葉保護観察所長	鈴木 庄市…………… 3
新任ご挨拶	千葉県就労支援事業者機構会長	渡邊 勝彦…………… 4
10 年の足跡 始めのころ	発足当時千葉保護観察所長	石川 信一…………… 4
	発足記念千葉日報座談会出席者	
	発足当時千葉県弁護士会会長	木村 龍次…………… 5
	千葉県就労支援事業者機構副会長	小畑 哲夫…………… 5
	千葉県就労支援事業者機構事務局長	小谷 賢彦…………… 6
10 年の足跡 中間の坂道	発足当時千葉刑務所所長	松村 亨…………… 7
	千葉県更生保護女性会連盟顧問	岡野 悦子…………… 7
	株式会社西船企業代表取締役会長（協力雇用主）	木村 操…………… 8
	株式会社山盛代表取締役（協力雇用主）	西澤 温…………… 9
	株式会社和顔施代表取締役（協力雇用主）	越後 光朗…………… 10
	河井運輸株式会社取締役（協力雇用主）	河井 哲弥…………… 10
	株式会社デリシャス・ハーツ取締役（協力雇用主）	早野 友宏…………… 11
10 年の足跡 10 年目	千葉県保護司会連合会会長	村上 俊正…………… 11
	株式会社弥生建設	伊藤 直樹…………… 12
	【写真】記念講演講師 元法相 衆議院議員	森 英介…………… 13
	【写真】記念講演来賓挨拶 前千葉県知事	堂本 暁子…………… 13
これからの機構の歩む道	全国就労支援事業者機構事務局長	西村 穰…………… 13
	千葉大学大学院専門法務研究科科長・教授	後藤 弘子…………… 14
	株式会社千葉銀行取締役	横田 尤孝…………… 14
	千葉県健康福祉部部長	横山 正弘…………… 15
	社会福祉法人高德会理事長	佐藤 正彦…………… 16
	千葉県就労支援事業者機構前会長	早川 恒雄…………… 17



千葉県就労支援事業者機構創設 10 周年を祝して



千葉保護観察所長 鈴木 庄市

認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構が創設 10 周年をお迎えになりましたことに対して心からお祝い申し上げます。また、関係者の皆様におかれましては、日頃から更生保護事業に対して格別なる御理解と御協力を賜り、改めて御礼申し上げます。

振り返りますと、平成 21 年に特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構が創設され、刑務所出所者等に対する就労支援について経済界の皆様のご協力が得られることとなりました。その後、政府の犯罪対策閣僚会議において幾度も再犯防止施策について協議がなされ、刑務所出所者等の再犯防止には「居場所」である住居と「出番」である仕事の確保が極めて重要であると指摘され、刑務所出所者等に対する就労支援事業は政府の重要課題と位置づけられました。

さらに、平成 28 年 12 月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布・施行され、その中では国と地方公共団体と民間協力者が緊密に連携し、再犯防止に係る施策を総合的に推進することが謳われる等、今や刑務所出所者等に対する就労支援事業は国民から大きな期待が寄せられているところです。

この流れの背景には、戦後の我が国の犯罪情勢があります。平成 21 年 2 月に発表された法務総合研究所による研究部報告「再犯防止に関する総合的研究」には「戦後の日本においては、約 30% の再犯者によって、過半数である約 60% の犯罪が行われていることが判明した。」と明記されています。すなわち安心・安全な街づくりのために、この約 30% の再犯者をいかにして改善更生に導くのか、これが刑事政策の主要な課題であることが浮き彫りになり、上記のとおり「居場所」と「出番」の確保の重要性が各方面から指摘され、現在に至っています。

ところが、約 30% の再犯者の円滑な社会復帰は決して容易ではありません。

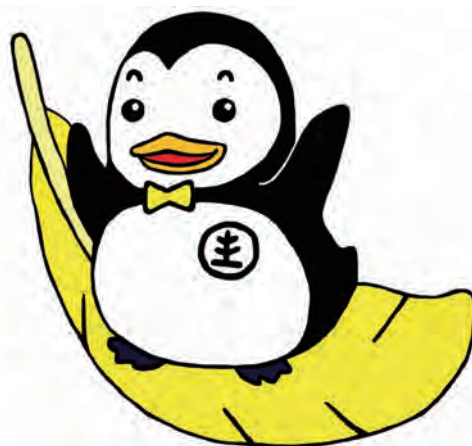
千葉県内におきましては、更生保護就労支援事業所の職員の皆様の御尽力のおかげで、前科前歴を承知の上で刑務所出所者等を雇用してくださる協力雇用主は増加傾向にありますが、この問題の解決には協力雇用主の拡充のみならず様々な問題を乗り越える必要があります。

約 30% の再犯者の中には、高齢かつ病弱で、地域や家族との関係が絶たれ生きる意欲それ自体を失ってし

まった人も少なくありません。このような人は総じて稼働能力に乏しく就労意欲も十分とはいえないのが現実です。この現実を直視しますと、実際の刑務所出所者等に対する就労支援事業は、対象者と正面から向かい合い、その挫けそうな就労意欲を支え続ける地道な営みであると言わざるを得ません。

その意味で、刑務所出所者等に対する実効性ある就労支援を展開するためには、単に法務省の職員や民間更生保護関係者に止まらず、広く経済界全体の御理解と御協力をいただき、官民が一体となって事業を展開することが強く求められるようになりました。このような時勢を反映し、平成 29 年 12 月には国の再犯防止推進計画が策定されました。この計画では 7 つの重点課題が示されていますが、ここでも第一に就労・住居の確保が挙げられています。すなわち千葉県就労支援事業者機構に関係する皆様におかれましては、まさに我が国の重要課題に直接的に関与いただいていると言っても過言ではないと思います。

最後になりましたが、この機会に千葉県就労支援事業者機構創設 10 周年の歩みを振り返るとともに、時代の変化に即応した新しい刑務所出所者等に対する就労支援事業の在り方を模索し、来る 15 周年、20 周年に向けて更に事業を充実発展されることを衷心より御期待申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。



更生ペンギンの
ホゴちゃん
法務省きつずる一む

新任のごあいさつ

千葉県就労支援事業者機構 会長 渡邊 勝彦



このたび早川前会長のあとを引き継ぎ千葉県就労支援事業者機構会長に就任いたしました渡邊です。

長年金融界に身を置いてきた私のような門外漢がお役に立てるだろうか、また10年に渡って早川前会長がたゆまぬ熱意をもって着々と築いてこられ、ようやく基盤が整いつつあるこの千葉県機構を守り、更に発展させられるだろうか、様々な思いと重責に身の引き締まる思いでお引受けしたというのが本音であります。

幸い、数年前より千葉県更生保護助成協会の理事を仰せつかっており、更生保護に関する理解も多少はできたと思っております。政府はあと1年に迫った東京オリ

ンピック・パラリンピックを視野に「世界一安全・安心な日本」を目指して様々な施策を実施しています。

更生保護は行政だけでなく、私ども経済界や自治体も含めた社会全般が取り組み努力していかなければならない難しい問題だと思います。

千葉県機構のかかえている課題は、NPOとして自立するための財務基盤の強化や、バランスのとれた協力雇用主の獲得、また就労支援を適切かつ効率的に進める上での人材の確保などと伺っております。

私のこれまでの経歴を生かしてこれらの課題に精一杯取り組んでまいりたいと思います。

10年の足跡 始めのころ

設立10周年に寄せて



元千葉保護観察所長 石川 信一

この度、千葉県就労支援事業者機構が設立10周年を迎えられましたこと、誠にありがとうございます。設立当時に千葉保護観察所長として関わりを持たせていただいた者として、心からお祝い申し上げます。

当時を振り返りますと、平成20年度から、都道府県ごとに就労支援事業者機構を立ち上げる動きが始まり、早期実現が大きな課題となっておりました。そのような中、私は、平成21年4月1日付けをもって森英介法務大臣名の人事辞令を受けて着任しましたが、「機構」の設立が最も重要な施策の一つと考えておりましたので、着任直後から設立に向けて取り組みを初めました。

ほとんど何もないところからのスタートであり、まずは更生保護関係の皆様との理解と協力をいただくこと、そして「機構」の会長をはじめ役員体制を築いた上で経済団体等からも支援をいただくことが何より重要であることから、関係機関・団体等を連日訪問して趣旨説明等を行うこととしました。

そして、本機構会長として当時「アジア刑政財団」千葉支部長であられた前千葉銀行頭取の早川恒雄様を、同顧問として当時「更生保護法人千葉県婦性会」理事長であられた大本山成田山新勝寺貫首の橋本照稔様を、それぞれ推戴申し上げ、お二方から貴重な御助言とお力添えを賜り、また、多くの方々からも御支援をいただき、平成21年7月31日に設立総会を迎えることができました。これは、東京都、三重県に次いで全国で3番目のことで、同年9月18日に千葉県に対して特定非営利活動法人としての認証申請を行い、同年12月9日にその認証を得ることができました。

私は、平成23年4月の人事異動により千葉を離れましたが、その後、貴機構は就労支援事業者機構としては全国で2番目の「認定特定非営利活動法人」として認証され、会員の増強も図られているなど、堅実な地歩にあると承知しているところであり、貴機構の今後益々の充実発展を御祈念申し上げます。



千葉県弁護士会の新たな就労支援事業に対する取り組み

木村総合法律事務所 弁護士 木村 龍次



平成 23 年 11 月 25 日、千葉県就労支援事業者機構（以下「千葉県機構」という。）の座談会が実施され、当時、千葉県弁護士会（以下「当会」という。）の会長職にあった私も出席者の一人として名を連ねることとなりました。

千葉県機構は、平成 21 年 12 月に設立許可を受け活動を開始し、設立後約 2 年しか経過していない時点での座談会でしたので、座談会の目的は、県民や事業者への就労支援事業に対する理解やサポートをお願いしたいということが主眼であったように思います。

私は、当時の当会の就労支援に対する取り組みとして、当会社会福祉委員会が中心となって、出所間近な受刑者が出所後の生活の場の確保や就労などについて相談するために、同委員会の弁護士が刑務所に出向いて相談に応じる（出張相談）時間を設けてもらうために千葉刑務所と協定を結ぼうとしていることなどを話しました。

座談会に出席した皆様の意見を聞いて、就労支援事業は、①就労先確保の困難性、②出所者の稼働能力、③就労の継続性、④就労支援事業の持続可能性などの問題があり、非常に困難な事業であると感じました。

ところで、就労支援事業者機構が担うのは、基本的には受刑後の出所者に対するものであり、刑事事件で身柄を拘束された被疑者または被告人で、社会内での更生を期待され不起訴或いは執行猶予付判決などで釈放され

た者（以下「要支援者」という。）は対象になっていません。

そこで、当会は、このような要支援者の社会復帰に向けた支援活動に協力してくれる事業者との連携を模索してきましたが、平成 27 年 6 月 18 日に「社会復帰支援活動援助制度」を設け、「社会復帰支援活動援助制度運営委員会」を設置しました。この制度の具体的内容は、帰住先のない要支援者に対し、安定した住居を得られるまでの一時的な住居の提供を行う事業者を指定し、当該事業者と担当弁護士が連携して要支援者の社会復帰（釈放後の一時的住居を確保した後、そこからの転居先となるアパート等を確保、生計維持のための就労先や生活保護を確保するなど）を支援し、この支援活動を行ってくださった事業者に対し、その活動に要した費用を援助するというものです。

この制度の創設により要支援者の一部にも就労支援が可能となりましたが、経済的に自立していないという点では出所者も要支援者も同様の環境にある場合が多く、再犯を防止するという観点からは、将来的には保護観察制度による社会内処遇を受けている者も含め、経済的自立のための総合的な施策が必要なのではないかと考えています。

最後に、千葉県機構が 10 周年を迎えたことに敬意を表するとともに、今後有意義な活動を祈念いたします。

千葉県就労支援事業者機構の 10 周年を記念して

千葉県就労支援事業者機構 副会長

千葉県婦性会 副理事長

関東地方更生保護事業連盟 会長 小畑 哲夫



千葉県就労支援事業者機構が平成 21 年に設立されて 10 周年という節目の年を迎えることができましたことを関係者の方々に心からお礼と感謝を申し上げます。

本機構立ち上げの経緯につきましては平成 20 年に設立が呼びかけられた全国就労支援事業者機構に連動しておりました。全国就労支援事業者機構の設立の数年

前から治安の回復が大きな社会問題になっている中、刑務所出所者や保護観察対象者による重大再犯事件が相次いだことを契機として、保護観察の実効性に厳しい目が向けられ、まさに更生保護が鼎の軽重を問われる事態に遭遇いたしました。このような情勢の中で、国民の期待に応える更生保護を実現するために如何に再犯を防

止するかが喫緊の行政課題として浮上しました。

犯罪者等の再犯の防止のためには、その就職の機会を得て経済的に自立することが極めて重要で、従来から就労を支援する協力雇用主という制度がありましたが、組織化されておらず、その数は不足し、十分に機能できませんでした。

このような状況において、日本経済団体連合会が動き、平成 21 年 1 月に全国就労支援事業者機構が設立されました。同機構の設立趣旨では、治安の確保による恩恵は、社会全体にもたらされるもので、犯罪者等の就労について一部の善意の篤志家の手によってではなく、経済界全体の協力と支援によって支えられなければならないと謳っています。それに呼応して千葉県就労支援事業者機構の会長に千葉銀行相談役の早川恒雄氏が就任し、平

成 21 年 7 月に全国でも比較的早く機構が設立され、その後は着実に事業を展開し、他の機構のモデルになるような実績を上げましたことはご同慶に堪えません。

平成 29 年に政府が策定した「再犯防止推進計画」においても「就労の確保」が 7 つある重点課題の筆頭に掲げられております。「世界一安全な国、日本」を確かなものにするためにも、本機構に対する役割と期待がますます高まっております。

この度、本機構の会長を永らく務められその礎を築られました早川氏が顧問にご就任なされました。同氏の御功績を讃え深く感謝を申し上げるとともに、平成から令和に変わり新しい時代が始まるこのとき、本機構の 10 年先を見据えて、新体制による更なる本事業の充実・発展を期したいものです。



10 周年を迎えて

千葉県就労支援事業者機構 事務局長 小谷 賢彦



平成 21 年 12 月 NPO 法人として認証を受け、千葉県就労支援事業者機構が正式に発足してはや 10 年目を迎えている。私が職員として採用され事務局長となったのが翌 22 年 2 月であった。

すでに二種会員として年会費を納めてくれる県内企業会員は 30 社ほどあり、さらに各地保護司会や更生保護女性連盟が賛助会員として会費をくださっていたが、まだまだ財政基盤は極めて弱く、私の勤務は週 1 日だけであった。

恥ずかしいことではあるが、一般企業で 43 年間働いてきた私もその頃更生保護に関してはほとんど無知であり、ほかに職員もいない職場で経理業務以外何をどうすればいいのかまったく見当もつかなかった。

そのような中で私は、千葉保護観察所の就労支援担当統括保護観察官の脇に机を置かせて頂いていたが、1・2 年で異動してゆく歴代の統括官の方々や、担当の保護観察官の皆さんには本当に良く仕事を教えていただき、総会や役員会あるいは協力雇用主研修会等で助けていただいた。また、時には一緒にお酒を飲み沢山

の方々と心に残る交流をさせていただいた。

その後、全国機構の支援によりもう 1 人職員も増え、平成 26 年からは法務省より更生保護就労支援事業を受託することとなって、それを機に現在の場所に事務所を移転すると同時に職員は 6 人となった。(現在は 4 人)

この間、会員・協力雇用主とも毎年増加し、今では会員・賛助会員総数は 280 先、協力雇用主数は 800 社を超えるまでになって、これまでに対象者に行った就労支援は 500 名を数えるに至っている。

これは偏に、陣頭指揮を執るとともに、自ら会員・協力雇用主の獲得にあたってきた早川会長の熱意と役員・会員の方々、私どもの活動を支えてくれた千葉保護観察所はもちろん、保護司会等の多くの更生保護に関わる組織・団体の方々のご指導・ご協力のお蔭だと思っている。

今後更生保護の重要性は一層増し、県や市との協働も必要となってくると思われるが、組織面・財務面ともますます充実させ就労支援を通じて「世界一安全・安心な国日本」の達成にむかって今以上に貢献できることを願っている。



10 年の足跡 中間のころ

「千葉県就労支援事業者機構」10 周年に寄せて

元千葉刑務所長

静岡県更生保護協会 事務局長 松村 亨



私が千葉刑務所長として在籍しておりました平成 24・25 年度の 2 年間、千葉県就労支援事業者機構の創生期と時代をともにしましたが、当時から早川会長の人望・人脈を中心に常に前向きで課題解決に労苦を惜しまない積極的な姿勢で就労支援事業に取り組まれて、その成果が 10 年に及ぶ同機構の多大な発展に結びついているものと確信しております。

当時、千葉刑務所も被収容者に対する「就労支援」を大切な事項として取り上げ、特に、長期刑の者を収容して仮釈放の際には、帰宅環境を整備することは大変重要な要素であったため、施設全体で組織的に取り組むというスタンスで業務に臨み、同機構に多大なご協力をいただきました。

当時、釈放時の就労支援として、とても印象的な事例を思い出します。

A さんは、金属工場に就業して大変技術レベルが高く、民間の金属関係の職人さんが A さんの就業時の金属加工音を聞いて、即座にそういう発言をされ、仮釈放に伴う A さんの技術レベルを更に向上させようと、A さんの指導作業専門職が事前に民間企業に赴き、そこでの独自の高いレベルの技術を習得し、その技術を就

労支援として特別に A さんに指導した結果、就職後、A さんは職場の即戦力となり、早期に職場にも馴染めて、現在も金属加工の仕事をしています。

B さんは、仮釈放にさいして民間企業の運転手として就労を支援しましたがその後、その仕事に馴染めているのか、その会社の社長さんに挨拶ということで主たる職員には事前通知をして、その仕事ぶりをさりげなく見学に行ったことがあります。就労後の状況を確認し、更に次の就労に結び付けることも広い意味での就労支援であり、B さんも現在、継続して同職場で勤務しています。

同機構の役割は、社会人再生支援の第一歩として重要であり、これからも関係機関と共に、丁寧できめ細やかな支援が大切だと考えます。

千葉県就労支援事業者機構の益々のご発展をこころからご祈念申し上げます。



平成 27 年度千葉県協力雇用主研修講師 松村 亨 元千葉刑務所長
(千葉市生涯学習センター)

全地区会が賛助会員となって

千葉県更生保護女性連盟 顧問 岡野 悦子



千葉県就労支援事業者機構 10 周年を迎えられましたことに、心からお慶び申し上げます。

昭和 37 年に「私たちの家庭や地域から犯罪者や非行者をださない」ことを目指して結成された千葉県更生保護女性連盟です。

連盟発足当時は社会の気運はむしろこのような人たちを社会から遠ざける、避けるというものであったと思われます。8 地区からスタートした女性連盟は志を同じくす

る会員の皆様が、手を取り合って活動を進めた結果、現在 39 地区約 2700 人の会員を数えるまでに発展したのです。観察所、保護司会等関係機関団体の温かいご指導ご支援をいただき、また多くの役員、会員の皆様が丸となって、よき伝統を引き継ぎ更生保護の心を広め着実に発展してまいりましたし、地区会ごとに特色のある活動を展開しております。

「子育て支援地区活動」に重点を置いた青少年保護育

成活動を活動の中心に位置づけたこと、このことは常に青少年犯罪が増加していることへの対応という対処療法ではなく我が国の将来を支える青少年の健全な成長なくしては健全な社会の実現はあり得ないという強い信念に裏付けられたものだと思うからです。

各地区が自主的に開催する集会や研修会を通して、会員相互が切磋琢磨し合い、さらに連盟がこれを支援し、地区交流会が県下全域に開催される等、明るい地域づくりの先駆けとしての責任を努めて来ました。

まさに青少年を育むのは母の、女性の持つ温かい抱擁力に勝るものはない、私たちは常に会員の増強に努め、その活動の輪をさらに広げていくためには、世代を超えた会員の参加が強く求められています。非行に走ってし

まった子どもを守ることも大切ですが、私達が目指すのはそのような子どもを作らない明るい社会を実現することです。

更女会は平成 22 年「千葉県就労支援事業者機構」の賛助会員に全地区会が加入、側面から立ち直りを支えています。



平成 27 年度千葉県協力雇用主研修事例発表 株式会社匠工務店
代表取締役 日高正一郎様
(千葉市生涯学習センター)

創設 10 周年にあたって

株式会社西船企業 代表取締役会長 木村 操



創設 10 周年おめでとうございます。

当初は千葉県就労支援推進協議会という名称で参加していたと思いますが、その後今の千葉県就労支援事業者機構が NPO として認証されたと記憶しております。私の経営理念は「人間は誰でも平等」「人は財産」です。私が人材不足のため、千葉県婦性会にお願いしたのは平成 2 年頃だったと思います。お付き合いは今では 27 年近くになります。(弊社の設立は平成 4 年 5 月 19 日)

犯罪者の中にもとび職、鍛冶屋、大工、車両関係等の手に職を持った人達が多く、また、窃盗、詐欺、覚せい剤他、罪名選ばず雇用し、縁があつて来たのだから会社の戦力として、一人前に育てるよう努力して来ました。

不幸にして罪を犯し、施設(刑務所)を出所した人が、仕事を通し社会人として再出発できるように適材適所の仕事に従事させ、そのお客様からの信頼を得ることが、個人の為の再出発、社会復帰になる早道であることと確信しています。

罪を犯した時と同時に妻子と別れ、出所した時にはどこにいるかわからないことが多く、残りの人生でも一人生活が待っている。就職活動にもかなり時間がかかるなどの不安が残っている。そのような状況にある人たちの社会復帰に少しでも手助けになればと思っております。

平成 17 年 9 月 7 日に法務省主催の「更生保護のあり方を考える有識者会議」に千葉県代表として出席させていただきました。その席でも仮出所した長期刑の人達を雇用する時、面接にあたり精神的にも社会日常生活・仕

事に対する不安が非常に多い。家族へ直接連絡が取れない、自分が犯した罪の重たさ、家族や被害者への謝罪などの話を聞く事がありました。

私が心がけていることは朝・夕言葉をかける事。相談にのって手助けをする事。問題解決していけば、本人達はやる気があるわけですから仕事も長続きます。社会人の先輩として相手の立場を考えて相談にのってあげる、犯罪人でも我が子と同じく扱う。そういう企業であれば再犯罪は少なくなると思います。

私は長年雇用している中で、薬物はどうしても管理が難しいですが、企業側・警察・保護観察所の 3 者による情報交換を定期的にやり、確認を取ることによって犯罪を少しでも少なくすることができると思います。という話をさせていただきました。

今は時代も変わり、令和となり考え方が変わってきています。時代に沿った話をし、仕事を見つけ、与えなければなりません。就労支援事業者機構を通じて 1 人でも多く雇い入れ、犯罪の少ない住みよい社会・明るい社会を作っていけば再犯の恐れも少なくなると思います。

弊社は幅広い職種の人材を育成し、必要な資格等を取得させ、土木建築請負及び労務提供をしています。敷地内に社員寮を設け、作業員の 9 割はそこで生活をしています。それでも今の建設業では働く人が不足しています。今後も再犯防止に努めるとともに、社会を明るくする運動に是非努力したいと思います。



千葉県就労支援事業者機構の会員になったきっかけ

株式会社山盛 代表取締役 西澤 温



中学時代、H 君という保育園から一緒に幼馴染がいました。私の中学時代は校内暴力や夜間バイクでの爆音を鳴らした暴走等かなり荒れた時代でした。H 君も中学 1 年生の夏休みが終わる頃、髪を金髪に染め 2 学期から学校に来なくなり、かなり荒れた生活を送っているようでした。H 君の母親と私の母は、私が保育園の頃からの友達でしたので、H 君の事は逐一私の耳に入ってきましたが、私はなるべくかかわらない様にしようとかんがえていました。

中学卒業後、「H 君は今少年院にいるよ」と母がおしえてくれましたが、あーそうなんだとしか思えない自分がそこにはいました。

20 歳を過ぎたとき、母から「H 君間違えたように真面目になって、今は働いて結婚して子供も二人いるんだよ」と教えてもらい結婚した女性も中学の同級生で当時かなり荒れていた女の子でしたが、すごくいい娘が嫁に来てくれたと H くんのお母さんも喜んでいと聞きました。

私が社会人になったとき、地元の居酒屋で H 君に偶然会って「よー久しぶり」と声をかけられ一緒に飲みながら話をすると、私より礼儀の正しい H くんがいて、「どうしたの」と聞くと、少年院から退院すると、保護司の方がすごく親身な方で、その方が左官職人の親方を紹介してくれたそうです。その親方のもとで働くようになったとのことで、その親方から仕事を教わり、生活面でも指導をもらい、そのおかげで結婚もでき子供もでき親方に出会わなければ、反社会的な集団に入っていただろうと言っていました。その時私は、なるべくかかわらない様にしようとしていた自分が恥ずかしくなりました。

犯罪や非行に走った人たちは、まず、出所、退院したあと、自立した社会の一員になるために就労の機会を与えなければいけません。正業につき自活する方法(就労)を与え、自分に対する誇りを持たせ将来に対する希望と意欲を湧かせることで、自力による更生に結びつくと思うのです。

また、犯罪や非行をした人たちは、褒められたり、感謝されたりと認めてもらう経験が乏しいと言われています。働くことで、自分の仕事を周囲から認めてもらうことができれば、自らが社会の一員としての役割がはたせ、社会に参加しているという実感を持つことができ、自尊心や責任感を取り戻すことが出来ると思うのです。それによって、犯罪や非行とは縁遠い社会の一員になることができると思うのです。

そのためにも、雇用の機会を作ってあげねばなりません。その一助になるために、私は、千葉県就労支援事業者機構の会員になりました。私どもの会社は、就労を受け入れる部門として、建設部門、飲食部門、不動産部門、介護部門がございます。今まで、何人か受け入れてきました。今では、立派に自立して社会の一員として恥ずかしくない人もいます。また、そうでなく残念にも逃げ出してしまった人もいます。一回でも社会でのけ者にされた人を、就労させ立派な社会の一員になってもらう事は、そうたやすいことではありませんが、どうか皆さん、犯罪や、非行に走った人たちに働く機会を与えていただき、犯罪・非行から更生し立派な社会の一員を育てるためもっとも雇用の機会を増やそうではありませんか。



平成 29 年度第 2 回機構理事会
(2018. 3. 23. 千葉県更生保護センター)

S 君、本当!! おめでとう!!



株式会社和顔施 代表取締役 越後 光朗

そう、S 君は私が協力雇用主として我が社に迎え入れ、働いていた 20 代半ばの男の子です。

彼は薬物犯罪で複数の逮捕歴があり、自ら暮らす場所を変え、誰も知らない千葉県で祖母と頑張りやり直したいと面接に来た子でした。

私の会社は建設の仕事で、彼に経験は無く初めの 1 年間はとても辛かったと思います。私の所に居た 3 年半ほどの間にも、私生活の人間関係では前科や地元の事などでうまく行かず投げやりになる事もありました。それでも何か問題や悩みがあれば一緒に考え話し合い、共に乗り越えて来ました。

そしてある日「越後さん、もう大丈夫だよ。自分の好きなトラックの運転に戻りたい。」と話がありました。

私は大賛成!! 応援をして送り出しました。その後も連絡を絶やすことなく関係は続いていきました。出会ってから 5 年の歳月が流れた頃、結婚をしたいと彼女を連れて挨拶に来てくれ、本当に嬉しかった事を今でも覚えています。

今は子供も出来て 3 人で頑張っています。S 君は結果的に今でも繋がっている例であり、協力雇用主とはハローワークや求人の延長ではないと思っております。仕事をすぐ辞めてしまったり、来なくなってしまうたり、突然連絡がつかなくなる事も、問題を起こす事もあります。

ですが、私達が寄り添い諦めずに接する事で、こんな大人が居たなと思ってくれる時が来ると信じています。彼らは、環境・立場・状況・知識などあらゆる面で恵まれているとは言えないかもしれません。ですが、素直で正直だと思います。

そのような中でも、お金を稼ぐ大変さ、そのお金を使う楽しみ、大事な物や人を作る事、人との絆ができる楽しみなどを感じ取るにより変化してゆくと思います。

正しいこと、間違った事、更生や償いとは何か、私もまだまだ見えていませんがこれからも心を込めて真っ直ぐに生きて行こうと思います。

私は貴方を裏切らない



河井運輸株式会社 取締役経営室長 河井 哲弥

千葉県就労支援事業者機構が設立 10 年を迎えられ、この度、支援の絆 10 周年記念特集を発刊されますことに心からお祝いを申し上げます。貴機構が平成 21 年の設立以来、刑務所出所者等の社会復帰支援や再犯防止について熱意を持って活動され、様々な対象者を更生させるべく日々ご尽力されておられることに、心から敬意を表する次第です。

現在、我が国におきましては、再犯率が年々減少傾向にあるとの事、私、機構会員、そして協力雇用主会会員と致しましても、今後更に再犯者を減少させるべく就労支援に期する所存でございます。

弊社には今後も、新たな対象者が来ることと思います。私に対象者に必ず投げ掛ける言葉は毎回同じ「今日から職場の仲間と信頼関係を深めて周囲の信用を得られるよう常に考え行動してください。私は貴方を裏切らない、貴方も心には心で日々を歩んで下さい。」職場では一日

の三分の一以上は共に過ごすこととなる対象者は出所して間もないので世間の目ばかりを気にして臆病になっています。帰る家も無く、頼る人も無く、お金も無いのですから当然です。そんな対象者を雇用主は全身で受け止め、優しさと厳しさを以って作業指導、生活指導に当たり、再び塀の中に戻すような事なく、社会の中で共生出来るだけの力を、身に付けられるよう支援する。これこそが協力雇用主の務めであると考えています。

百人いれば百通りの事情を抱えた個性の強い対象者達、どんな人間であっても欠点は必ずありますが、良い部分を認めてあげ、その良い部分で自信が持てるよう仕事を通して支援していきます。

今後も一人でも多くの対象者が更生できるよう弊社一丸と成り、就労支援に取り組んで参ります。

結びに、貴機構の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍、ご健勝をご祈念致しお祝いの言葉とさせていただきます。



ともに成長を



株式会社デリシャスハーツ 取締役 早野 友宏

千葉県就労支援事業者機構設立 10 周年を迎え、早川会長始め、関係各位のご努力、誠にご同慶に堪えません。

犯罪や非行には、多くの場合経済的背景があり、犯罪者や非行少年の多くが安定した就労機会に恵まれていなかったことは統計的にも言われるところです。したがって、刑事施設等から社会に復帰する者たちが更生の道を順調に歩くためには、彼らの安定した就労が必要不可欠であることは言を待ちません。

一方、彼らを受け入れるべき現実社会は、就労機会の提供が困難であったり積極的ではなかったりすることも事実であります。

就労機会の提供の意味の理解を広く地道に社会に求め、就労機会を発掘し、更生の道を歩み始める彼らを再犯から守り、結果として明るい社会づくりに寄与する当機構の存在は、極めて重要であり貴重であります。

私どもは、千葉市内外に飲食店を営む者ですが、一昨年来、縁あって、機構からの紹介により、そうした仲

間を受け入れる機会を得ました。

彼らが新しい環境に慣れ、仕事に馴染み、職場に溶け込むまでには、正直なところ、相当な配慮が必要でした。現場の管理者は環境整備や微妙な気遣いを求められ、通常以上の努力が必要となりました。

未だ社会経験の少ない少年などは、一般常識の指導も必要となる等、負担は相当増えました。一方、ご承知の通りの人出不足の折から、貴重な戦力を頂戴することになりましたし、管理者の能力の向上にもつながったと考えております。

また何より、協力事業者として微力ながら当機構の事業の一端を担え、社会貢献できたことを喜びとしているところであります。

今後も千葉県下の多くの事業者様と共に、明るい社会づくりに向け、機構の事業に寄与させて頂き、共に成長して参りたいと考えます。

これまで同様、機構関係者各位のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

10年の足跡 10年目

千葉県就労支援事業者機構創設 10 周年を思う



千葉県保護司会連合会 会長 村上 俊正

更生保護制度施行 70 周年を迎え、今日まで更生保護に関する幾多の施策が打ち出され、現在では「犯罪に帰らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会」をスローガンに、更生保護に従事する関係者が一丸となってその道を歩んでまいりました。

特に就労支援は、再犯防止のためにも生活基盤の安定が重要であることはいうまでもありません。各地区保護司会でも地域における協力雇用主の獲得に全力を挙げてまいりました。

しかし更生保護を理解して頂くこと、非行や犯罪を犯した人を受け入れて頂くことはなかなか困難で、簡単に

成果を上げること、また就労に結びつけることは容易ではありません。

平成 20 年 NPO 法人全国就労支援事業者機構が設立し、千葉県も平成 21 年 7 月に都県としては全国初めての「千葉県就労支援事業者機構」の設立総会が開催され、また NPO 法人として活動を開始、同 26 年には観察所から独立新事務所を構え、今日 10 周年を迎えられました。また今日まで 800 を超える協力企業の登録社数は目を見張るばかりで、創立以来の会長をはじめとした関係各位のご尽力にただただ敬意を表する次第であります。

このことは、千葉県保護司会連合会または各地区保護

司会、加えて保護観察対象者と直接接する保護司といったしましても大変心強く、再犯防止の最前線に立ち、緊張を新たにします。

また、この機構の運営は将来的にも平坦な道のりではないと思われますが、これからは尚一層、一般社会の中

に「就労支援事業者機構」の存在を浸透認知して頂けるように、更生保護関係機関団体が全力で協力しあい、取り組んでいかなければならないと思います。

「千葉県就労支援事業者機構」の益々のご発展をお祈り申し上げます。



平成 28 年度千葉県協力雇用主研修
講師 牧岡延代保護司
(千葉市生涯学習センター)



平成 28 年度千葉県協力雇用主研修
事例発表 医療法人社団三松会
常務理事 小松和夫様
(千葉市生涯学習センター)

更生を誓って協力雇用主に感謝



株式会社弥生建設 伊藤 直樹

私は、52 年間生きて来て少年院 2 回、懲役 4 回の経験をしています。また、暴力団に加入をして、楽な事で金を稼ぐのが毎日の生活でした。何故、今回このような事になったかと言いますと、今回の懲役は 9 年の刑を受けたのですが、私にとって本当に嬉しくて涙が出るのが 3 つほどありました。

1 つ目は、今の会社である弥生建設の会長さんの優しさとはげましの言葉があった事です。

2 つ目は、私を 9 年間も待っていてくれた内妻と娘 2 人との何度かの手紙のやり取りです。なかなか長く待っていてくれる人はいないと思います。

3 つ目は、3 度目の懲役生活で、私は暴力団を離脱することは全く出来なくて、今回の務めの中でやっと暴力団から足を洗えた事が、一番良かった点だと思います。昨年の 2 月に、弥生建設の会長さんに引受人になっていただき、約 8 か月ぐらいの仮釈放で出所して来ました。

最初は不安が沢山ありました。私は生まれて初めて仕事をやる事で、長続きするか、迷惑をかけるのではないかと色々な事を考えました。

その中で、私は会長さんとの約束事があります。それが出来なければ、また同じ生活を送る事になるので、その自分の意思だけは強く持っている今日この頃です。こんな自分でも、意思を固めて真面目にできるのですから誰でもできると考えています。

最後になりますが、弥生建設の会長さんは協力雇用主をしています。更生するのに誰にとっても良い会社だと私は思っていますし、私でできることはどんな事でもやっていきたいです。

私も年齢を考えると、あと何年この仕事ができるか、正直なところわかりませんが、でも目標があるのでそれを達成するまでは根性を入れて頑張っていきたいです。

私から、大事な言葉を 2 つ挙げます。1 つ目は、自分自身の意思を強く持つこと。2 つ目は、何か自分を変えるきっかけを身につけることです。私自身もこの言葉で今更生しているので、皆様方にも心を入れ替えて頑張っていきたいです。

最後に就労支援機構の方々に、こんな私を選んで下さり誠にありがとうございます。これからも更生に励み真面目に頑張っていきますので今後ともよろしくお願い申し上げます。



平成 30 年度千葉県協力雇用主研修
事例発表 株式会社和顔施
代表取締役 越後光朗様
(千葉市生涯学習センター)

令和元年度千葉県就労支援事業者機構 10 周年記念講演

(令和元年 5 月 21 日 千葉市生涯学習センター)



記念講演講師 元法相 森英介衆議院議員



記念講演講師 堂本暁子 前千葉県知事

これからの機構の歩む道

働き甲斐のある就労の場の確保を目指して

全国就労支援事業者機構 事務局長 西村 穰



この度、千葉県就労支援事業者機構が創立十周年を迎えられましたこと、誠におめでとうございます。

千葉県就労支援事業者機構は、平成 21 年 10 月に設立されました。全国就労支援事業者機構の設立後、カウンターパートとなる都道府県機構の設立を呼び掛けたところ、いち早く千葉県の経済界、更生保護関係者の皆様のご尽力いただき、全国にさがけて千葉県機構を設立していただきました。

140 の協力雇用主数を擁する全国トップクラスの機構が誕生し、事業面においても、早々と協力雇用主の拡大、雇用事業主に対する助成援助を展開されるなど力強いスタートを切っていただき、この間着実な実績を上げてこられました。

その結果、協力雇用主数については設立当時の 5 倍超となる約 800 企業まで開拓され、就労確保の面でも保護観察所等とよく連携協力されて、良好な実績を達成されています。

役職員の皆様をはじめ機構を支える関係者の方々によ

る地域に根を張った地道なご尽力の賜物であり、就労支援を通して安全安心な社会づくりを目指す全国就労支援事業者機構といたしまして、関係者の皆様方のご尽力に深甚なる敬意を表し、心からの感謝を申し上げます。

最近では、対象者の就労ニーズに即した働き甲斐のある職場の確保や末永く就労するための職場定着の見守りなど働き方の質を高める支援に期待が寄せられております。その点、千葉県機構におかれては、高齢化を見据えた医療介護分野の就労確保や長期就労が可能な通年型農業分野の開拓に取り組み、また、各地の商工会議所に働きかけ登録数の少ない地域の解消に努められるなど、他の機構の模範となる先進的事業に尽力されています。

全国機構としては、10 周年を契機として千葉県機構の皆様とさらに手を携えて、就労支援の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

千葉県機構の今後ますますの発展を御祈念申し上げます。

「つながり」を回復させるために―「隣人」としての就労支援

千葉大学大学院専門法務研究科 科長・教授 後藤 弘子



2012年に「再犯防止に向けた総合対策」が犯罪対策閣僚会議において決定されてから、「居場所」と「出番」が再犯防止のキーワードとされた。2016年に再犯防止推進法が制定され、2017年に再犯防止推進計画が制定されてからも、キーワードはますます重要になった。

千葉県就労支援事業者機構は、この10年間就労支援という形で、「出番」を提供し続けてきた。この10年で受刑者や非行少年であることを知りながら就労させてくれる協力雇用主は増え続けている。

受刑者が、受刑という経験によって失うものは少なくない。社会や家族からの信頼だけではなく、「つながり」も切れてしまう。そもそも「つながる」ためには信頼が必要で、その信頼を失うと当然「つながり」も切れてしまう。

協力雇用主が、受刑者を出所後受け入れてもいい、と言ってくださるのは、受刑者に対する信頼が基礎にある。その信頼は、受刑者自身への信頼もさることながら、刑事司法制度や機構に対する信頼もその前提となっている。その信頼も時として裏切られることもある。

なぜ元受刑者たちは協力雇用主や隣にしようとする人（隣人）たちの信頼を裏切り、「つながり」を切ってしまうのか。それは、彼ら・彼女たち自身が、信頼を裏切

られた経験を持っているからである。信頼したことが場合によっては、今回の犯罪の原因になっていることがある。人を信頼する、という社会の根本を奪われてしまった人たちは、当然ながら、信頼することに臆病になる。それを乗り越えろ、信頼しろ、といっても裏切りを経験した人たちはそう簡単には相手が信頼できないし、「つながる」こともできない。彼ら・彼女たちは、人にだけではなく制度にも裏切られているので、孤立を望ましくないものとしてではなく、孤立を「安心・安全」ととらえてしまう。その偽りの安心感とともに、「つながり」を切ってしまうことで自分を守ろうとする。

就労支援は、孤立こそ安全であると思っている人たちに、再び信頼すること、「つながること」の心地よさを提供するための第一歩となる。ただ「つながる」ことができて、それだけでは十分ではない。「つながりつづけること」は彼ら・彼女たちにではなく、支援を行う人たちや、もっといえば、支援という上下関係ではなく、「隣にいること」を選択した「隣人」の役割である。

就労支援が、就労支援だけにとどまらず、「隣人」の「つながりつづける」ための第一歩になることがこれからの10年の課題である。

「より寛容な社会」の実現のために

株式会社千葉銀行 取締役
元最高裁判所判事
元法務省保護局長
元法務省矯正局長 横田 尤孝



私は、平成14年1月から3月まで法務省保護局長として、さらに同15年4月から同17年8月まで、同省矯正局長として、犯罪や非行をした人たちの社会復帰に関する国の施策の計画・実行等に携わりました。それから十有余年。更生保護・矯正の状況はあるべき（望むべき）姿に向けて大きく前進して参りました。

そうした動きの中で最もめざましいのは、この分野への民間協力（人と活動）の一層の広がりであり、その典

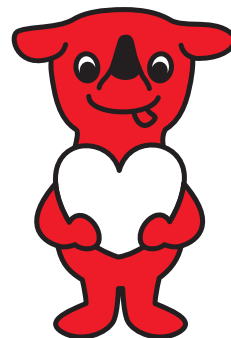
型の一つが、当「千葉県機構」を含む全国的規模での「機構」の活動であると思います。

犯罪や非行をした人たちの社会復帰のために就労の果たす役割が決定的に大きいことは改めて述べるまでもないところであり、「治安の確保による恩恵は、社会全体にもたらされるもの」との誠に正当な認識と、それは経済界全体の協力と支援によって支えられるべきもの」との高い志によって、困難多き就労支援を行っている「千

千葉県機構」に対し、法務省 OB の一人として心から敬意を表し、その創設 10 周年をお祝い申し上げる次第です。

ところで、近年、新聞その他において「SDGs」という言葉をよく見聞きするようになりました。ご存知のようにこれは 2015 年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」をいうものですが、その理念は「誰一人取り残さない社会の実現」ということにあります。犯罪や非行をした人たちの社会復帰を支援する活動は、まさにこの理念に向かって進むものであり、これも近年広く謳われるようになったダイバーシティ＝多様性を尊重し受け容れる社会の構築に向けた様々な動きと軌を一にするものでもあって、これをさらに一般化して言えば、より寛容な社会の実現を目指すことであると思います。してみれ

ば、機構の活動の状況は、社会の寛容度を示すバロメーターの一つであるとも言い得るのであって、千葉県機構の今後一層の充実発展を願う所以も、尽きるところ、この点にあります。



千葉県 PR
マスコットキャラクター
チーバくん

犯罪のない地域社会の実現をめざして

千葉県健康福祉部 部長 横山 正弘



千葉県就労支援事業者機構の開設 10 周年、誠にありがとうございます。また、この間の、会員、協力雇用主の皆様のご尽力に、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

さて、少子高齢化や地域コミュニティの変容、家庭の養育機能の低下、雇用環境の変化など社会経済状況が大きく変化する中、社会的孤立の問題や、生活困窮、児童虐待、若者の自殺、薬物等への依存など、社会は今、様々な課題を抱えています。

近年、犯罪件数が減少する一方で、再犯者の割合が増加している背景には、こうした社会的課題が少なからず存在しているように思われます。実際、昨年度、千葉県が実施したアンケート調査の結果等からも、犯罪をした人が社会復帰に向け様々な困難に直面している様子がうかがわれます。

こうした中、平成 28 年 12 月「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布施行され、都道府県や市町村も再犯の防止に取り組むこととなりました。

犯罪をした人が再び罪を犯さないようにするためには、そのニーズをしっかりと把握し、関係機関が連携して、住居の確保から、必要な医療へのアクセス、就労の支援など、生活を再建するための様々な支援を伴走しなが

ら行うこと「更生のための支援」が必要です。

そこで、千葉県では、昨年度、国のモデル事業に手を挙げ、千葉県就労支援事業者機構をはじめ、幅広い関係団体、関係機関の皆様のご協力のもと協議会を設置し、犯罪をした人の更生にむけた体制づくりを進めています。

モデル事業では、まず、出所した方の生活実態を調査し、関係者の皆様のご協力をいただきながら試行的に出所予定の人や保護観察中の人を対象に更生にむけた支援を行い課題抽出と支援モデルの確立を目指す。そのうえで必要な施策を検討し、再犯防止のための計画に位置付けることとしています。

誰もが安心して暮らすことのできる犯罪のない地域社会の実現は、すべての人々の願いです。更生支援の取組みは、再犯を防止するだけではなく、社会的課題の解消に向けた行政施策を考えるうえでも、たいへん意義のあることと私たちは考えています。

道のりは険しいものがありますが、県民の皆様の理解を助けながら、一步ずつ着実に取り組みを進めてまいります。どうぞ皆様には、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

保護司としてまた協力雇用主として

社会福祉法人高德会 理事長 佐藤 正彦



「再犯防止には就労が極めて重要」と叫ばれるようになり、国を挙げて就労支援を推進。千葉県においても、平成 21 年千葉保護観察所を中心に NPO 法人千葉県就労支援事業者機構が創設された。以来、刑務所出所者の就労支援・協力雇用主の支援、開拓、研修・犯罪予防活動、そして機構組織の充実等々自治体や経済界を巻き込み大変幅広い活動が展開され、10 年の節目を迎えた。

私は長年保護司として、また協力雇用主として就労支援活動に携わってきたが、時代の流れと共に就労支援の形も変化した。私が保護司になった昭和の終わり頃は、一部の中小企業や建設会社の社長が刑務所出所者や不良少年たちを受け入れ面倒をみてくれた。いわゆる「篤志家」と言われる社長さんが地域には必ずいて、対象者と直接向き合いいつも声かけをしてくれた。

平成の中頃になり対象者も増加する中、無職者と有職者では再犯率が大きく異なることが統計数字で発表され、このことを契機に県内各地区の保護司会が中心となり協力雇用主の開拓や組織化を進めることとなり、

平成 20 年には千葉県協力雇用主会連合会が発足した。しかし翌年、国の方針で現在の機構が設立され、それまでの各地区保護司会が担ってきた協力雇用主に関わる多くの活動を機構に委ねることとなったのである。

そして令和という新しい時代を迎え、これから機構のあり方を考えたとき決して忘れてはならないことは、これまで長年にわたりそれぞれの地域で一人一人の対象者と真正面から向き合い、社会の一員として更生を願い、何とか仕事を続けてほしいと辛抱強く信じて受け入れてくれた協力雇用主、そして対象者と一緒に頭を下げてお願いに行き、いつもハラハラしながら見守り続けている保護司、更に保護観察官やハローワーク、また行政機関や婦性会等々様々な方々が地域で直接対象者と向き合い、彼らを支えていることである。

この様な多くの方々の連携・協働そして信頼関係で就労支援活動が成り立っている。

これからも機構の活動が地域社会から認められるよう、また現場で対象者と向き合っている方々と共に歩み、その中核として心の通う組織であり続けてほしいと願う。



令和元年度第 2 回機構理事会
(2019. 7. 26. 千葉県更生保護センター)



新しいスタートにあたって考えたこと



千葉県就労支援事業者機構 顧問・前会長 早川 恒雄

「犯罪の発生を抑制するための対策は広域多岐にわたり、全てを実現することは容易ではない。しかし犯罪発生件数の 60% を占めている再犯者と非行に陥った少年の改善更生を図ることが治安の向上のためにさしあたって取り組むことのできる効果的な方策である。

犯罪を犯した人や非行少年が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要。犯罪者や非行少年等の前歴を承知したうえで雇用する事業者は絶対的に不足している。

治安の確保による恩恵は社会全体にもたらされるものであり、善意の篤志家の手によってだけではなく、社会全体の協力と支援によって支えられるべきものである。治安が社会の発展の基盤。犯罪者等を雇用できない場合は資金面で雇用に協力することが企業の果たすべき社会的な責任の基本である。」

やや長くなりましたが、発足 10 年を迎え、初心を忘れないよう機構設立趣意書の要旨を抜粋してみました。発足時と比較しますと再犯防止これを支える更生保護そして更生支援の体制は大きく前進し整備されています。「再犯防止等の推進に関する法律」の施行と、これを受けた五か年計画「再犯防止推進計画」の策定によって、地方公共団体や民間企業が再犯防止に果たすべき役割、責任が再確認され、再犯防止は国全体を包み込んだ活動でなければならないことが改めて確認されたことによるものと思います。

当機構の事業は、千葉保護観察所の指導のもと、千葉刑務所、ハローワーク、千葉県保護司会連合会、千葉県更生保護助成協会等関係する多くの機関、団体のご支援を頂いて実施されてきました。事業の内容は、「雇用協力雇用主の増加を図る活動、協力雇用主への研修」「犯罪予防を図るための世論の啓発・広報活動」「犯罪を犯してしまった人の就労支援活動と職場への定着支援活動」と大きく分けて 3 本の柱になりますが、平成 26 年から、法務省より三本目の柱である就労支援・職場定着事業を 5 年連続で受託し、受託した事業を全て完遂しています。

機構発足後 10 年を経過した今、機構設立の目的と活動の実績を比較検討し、目的に沿った活動がより充実されるよう体制の整備を進めて行くことが求められて

いるものと思います。特に、機構の活動は、犯罪防止活動、そのための再犯防止に向けた活動の幅が広がり深まるなかでは、さらに関係する多くの機関、団体等との連携を強化することが必要であると思います。

千葉県は、再犯防止に向けて更生保護推進協議会を立ち上げ、地域再犯防止推進事業計画を策定し、本年度よりモデル事業を実施する計画です。この事業の目的は、再犯防止に向けた福祉的なアプローチとされていますので、例えば、当機構が就職を斡旋した後離職してしまった対象者を支援することのほか、医療、教育の支援など、その活動は広い範囲におよび、より専門的な知識や技能を持った職員が必要になることが想定されています。したがって、当機構の事業である職場定着事業とどのように関係付けて行くかが主要な検討課題となってきます。就職の斡旋にしても、観察所より指示のあった対象者に最も適した職場を選ぶためには、日頃から職種別、地域別、雇用主の希望等の情報を蓄積しておく備えがなければなりません。

そして一番大切なことは、働く場の拡大です。これまで、働く場、協力雇用主の拡大については数を重視し、企業や事業別の団体を中心に働きかけてきました。勿論、会員の増加は、設立趣意書の示すとおり機構の財務基盤強化のためには欠くことの出来ない活動ですが、一番大切なことは、働く先を増やすだけでなく、対象者の社会復帰に真正面から取り組む雇用主、対象者と正面から向き合い話し合う気持ちを持った雇用主を一つずつ探り出す努力の積み重ねだと思っています。

設立の目的に掲げた当機構に期待される役割を含めて、常に在るべき姿を追い求め、それに向かう強い推進体制を築く努力が必要とされているのです。

発足して 10 年は次の 10 年に向けての新たな心構えが求められている節目の時と受け止めています。変えるということは変わるということです。機構発足以来お世話になりました私は、会長を辞することとし、バトンを渡邊勝彦さんに手渡しました。引き続きご関係される皆様の変わらないご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。

年 表

平成 21 年 7 月	千葉県就労支援事業者機構（以下「千葉県機構」）の設立総会を開催。 会長 早川恒雄、副会長 加賀見俊夫、副会長 小畑哲夫、副会長 阿部紘一
平成 21 年 12 月	千葉県より特定非営利活動法人としての設立認証を受け活動開始。
平成 26 年 4 月	「千葉県機構」の事務所を千葉市中央区新宿に移転。 法務省更生保護就労支援事業（千葉県）を受託、同事務所内に「千葉県更生保護就労支援事業所」を開所、就労支援活動を開始。
平成 27 年 7 月	千葉市より認定特定非営利活動法人の認定を受ける。
平成 30 年 5 月	平成 30 年度「千葉県機構」第 1 回理事会・通常総会 講師千葉大学大学院専門法務研究科科長・教授 後藤弘子氏
平成 31 年 3 月	法務省による更生保護就労支援事業（千葉県）を 6 年連続で受託。
令和元年 5 月	令和元年度「千葉県機構」第 1 回理事会・通常総会開催。 創設 10 周年記念講演講師元法務大臣・衆議院議員 森英介氏。 創設 10 周年記念祝賀会開催
令和元年 7 月	令和元年度「千葉県機構」第 2 回理事会開催新役員体制スタート。 会長 渡邊勝彦、副会長 加賀見俊夫、副会長 小畑哲夫、副会長 阿部紘一



平成 29 年度機構通常総会
(2017. 5. 19 千葉市生涯学習センター)



平成 30 年度第 1 回機構理事会・通常総会
(2018. 5. 15 千葉市生涯学習センター)



平成 30 年度第 1 回機構理事会・通常総会
講師千葉大学大学院専門法務研究科科長
後藤弘子教授
(2018. 5. 15 千葉市生涯学習センター)



令和元年度機構創設 10 周年記念祝賀会
(2019. 5. 21 東天紅)

成田空港 ジェット機離陸風景

さらなる飛躍を目ざして



お知らせ

台風 15 号の影響で開催が延期となりました「令和元年度新規登録協力雇用主研修会」は、令和元年 11 月 27 日（水）市原刑務所に於いて開催されます。

また、令和 2 年 2 月 27 日（木）千葉市生涯学習センターに於いて「令和元年度千葉県協力雇用主研修会」が開催されます。詳細は別途ご案内いたします。